

第十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十号

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)
午前十一時五十二分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事青木 正君 理事大内 一郎君

理事船田 亨二君

江花 静君

田中 啓一君

本多 市郎君

松岡 駒吉君

今野 武雄君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員

特別調達庁長官 根道 広吉君

法務政務次官 龍野喜一郎君

海上保安庁長官 柳沢 米吉君

海上保安庁次長 山崎小五郎君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

三月二十七日

委員鈴木義男君及び森下孝君辭任につき、その補欠として門司亮君及び江花静君が議長の名で委員に選任された。

三月二十六日

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一二四号)

同月同日

恩給の不均衡調整に関する請願(上)

第一類第一号

内閣委員会議録第十号

昭和二十七年三月二十七日

林山榮吉君外一名紹介(第一六二六号)

同(上林山榮吉君外三名紹介)(第一六二七号)

同(小淵光平君紹介)(第一六二八号)

同(松井豊吉君紹介)(第一六二九号)

同(中崎敏君紹介)(第一六四七号)

同(中村清君外一名紹介)(第一六四八号)

同(淺香忠雄君紹介)(第一六四九号)

同(田中角榮君紹介)(第一六五〇号)

同(尾崎末吉君外二名紹介)(第一六六六号)

同(田中角榮君紹介)(第一六六七号)

同(青木正君紹介)(第一六六八号)

同(松本龍藏君紹介)(第一六六九号)

同(首藤新八君紹介)(第一六七〇号)

同(土井直作君紹介)(第一六七一号)

同(清藤唯七君紹介)(第一六七二号)

同(永井要造君紹介)(第一七二二号)

同(並木芳雄君紹介)(第一七二三号)

同(近藤鶴代君紹介)(第一七二四号)

同(鈴木正文君外一名紹介)(第一七一五号)

同(佐藤重遠君紹介)(第一七一六号)

同(田中啓一君紹介)(第一七一七号)

同(松岡駒吉君紹介)(第一七一八号)

軍人恩給復活に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第一六四六号)

公務員の恩給制度確立等に関する請願(稲田直道君紹介)(第一七一〇号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(永井要造君紹介)(第一七一一号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

老齢者の軍人恩給復活に関する陳情書外二件(東京都南多摩郡日野町五千九百番地伊東四郎外二名)(第九六九号)

同(横浜市保土谷区上川井町八百四十三番地内藤官太)(第九七〇号)

同(九龍市土居町七百九十番地喜田卯吉)(第九七一〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)

○八木委員長 これより会議を開きます。

本日は文部省設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一二〇号、海上保安庁法の一部を改正する法律案内閣提出第一二〇号、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案内閣提出第一〇九号、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一一四号、法務府設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一一七号を一括議題といたします。

まず法務府設置法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を求めます。法務政務次官龍野喜一郎君。

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

別表四(島嶼拘留所の項)の次に次の一項を加える。

小倉 拘留所 小倉市

別表五(東海医療少年院の項)の次に次の一項を加える。

小田原少年院 小田原市

同表八(少年院の項)の次に次の一項を加える。

水府 学院 美城東茨城郡川根村

同表茨城農芸学院の項の次に次の

一項を加える。

宇都宮少年院 栃木県河内郡国本村

同表榛名少年院の項中「榛名少年院」を「赤城少年院」に改め、同項の次に次の一項を加える。

榛名女子学園 群馬県群馬郡桃井村

同表東海農芸学院の項中「東海農芸学院」を「静岡少年院」に、同表宇治少年院及び京都医療少年院の項中「京都府宇治郡東宇治町」を「宇治市」に改め、同表中三重少年院の項の次に次の一項を加える。

宮川医療少年院 三重県度会郡小俣町

同表各務農芸学院の項中「各務農芸学院」を「岐阜少年院」に改め、同表中東北少年院の項の次に次の一項を加える。

青葉女子学園 仙台市

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○龍野政府委員 ただいま上程になりました法務府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に説明いたします。

この法律案の要旨は、(1)拘留支所を拘留所に昇格させること、(2)少年院を新設すること、及び(3)少年院の分院を本院に昇格させることの三点であります。まず、拘留支所の拘留所への昇格の

ことから申しますと、小倉拘置支所は、その収容者が常時五百人を越え、しかも支所であるために運営上少なからざる困難を伴つておりましたので、かねて拘置所として独立させるべく準備中でありましたが、施設の方もようやく完備いたしましたので、この際、この被告人及び被疑者の収容について一層円滑な運営をはかりますため、本所に昇格させたいと思ひます。

次に、少年院の新設及び少年院の分院の本院への昇格のことにつきまして、御承知のように、少年院の施設は、新少年法の実施以来絶大な御支援をいただき、年を追つてその充実を見ていくのでありますが、なお、十分ではなく、とりわけ特別少年院及び医療少年院の施設、また女子の少年院の施設につきましては、著しく不足を感じてゐるのであります。ことに特別少年院につきましては、そのほとんどが少年院法の規定により、暫定的に少年を収容する監獄の一部を区分して充ててゐる現状であり、さらに、昨年一月からの少年法の適用年齢の制限解除以来、この種の少年院の必要性を加えて参りましたことにかんがみまして、新たにこの種の施設といたしまして、小田原少年院及び宇都宮少年院を新設したいのであります。医療少年院につきましても、さきに工事未了のため一応分院として設置し、昇格の準備を進めておりました宮川医療少年院を本院に昇格させ、種別を異にする本院との関係から生ずる運営上の支障を取除き、その医療少年院としての特殊な機能を十分發揮させたいのであります。女子の少年院につきましても、榛名山麓に榛名女子学園を新設し、及

びかねて工事中でありました青葉女子学園の完成を期に、分院から本院に昇格させ、本院と男女別を異にすることから生ずる運営上の支障を取除き、女子の少年院としての性質を深からしめたいのであります。ほかに、水府学院につきましても、その収容少年の数の施設の大きさ等から考慮いたし、一層効果的な運営を期しますため、本院に昇格させたいと存するのであります。その他、少年院の名称及び位置について所要の改正を若干いたしておるのであります。

以上が提案の理由であります。何とぞ、すみやかに御可決あらんことを希望いたします次第であります。

○八木委員長 次に海上保安庁設置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。質疑の通告がありますからこれを許します。今野武雄君。

○今野委員 きょうはまだこの方の質疑の準備が全部整つておりませんから、一部分について伺ひして、後にまた伺ひたいと思ひます。

第一に海上警備隊の問題であります。その警備その他について今新聞紙上では大分いろいろなことがとりざたされております。そういう事実は一応知つておりますが、はたしてそれが事実であるかどうかはわかりませんから、伺ひたいと思ひます。たとえば日本政府がアメリカに要請して艦艇六十隻を借り入れる。その中にはフリゲート艦といふのですか、千二百トンから千五百トン級のものが十隻、それから巡視船二百五十トンから三百五十トンが五十隻というふうなことになるのであります。フリゲート艦といふと

りつばな駆逐艦に相当する戦力を持つ軍艦になるのですが、そういうようなことがどんなふうに使われているのか。またどういふ権限に基いてやつておられるのか、そういうような点からまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 海上警備隊の装備は、改正法案にもあります通り、大體その目的とするところが、海上における治安維持及び人命財産の保護というために緊急な必要がある場合に行動をとるという性質のものであります。今回の予算にも計上して御審議を願つておりますが、人員は大體六千三百名ほどの増員をいたしまして、一部分は地上勤務であります。大部分が乗船することになります。今お示しの通り船は千五百トンの船を十隻、三百トンの船を五十隻、六十隻で警備隊を編成することに相なつておるのであります。その船には一部武器を備えております。それは大體三インチ砲程度のものであります。従来から海上保安庁の仕事といたしましては、航路安全の業務と警備救難の業務とあつたのであります。警備救難の方は、天災地変あるいは高潮等で非常な海難救助の働に当る。また一面密輸入、密入国等を防止する取締りについてももとより従来も現在もやつております。普通五十トン以上の船百六十隻といくらでパトロールをいたしまして海上の秩序を保つ。法律違反行為を予防し、また捜査をし、鎮圧をする一面、海上における人命、財産の保護をするといふことをやつておるのであります。現在の設備では非常に力が足りないものであります。特に天災地変の

大げさなものがある、先般の北海道における震災のごときその一つであります。またあるいは密入国にしましては、密貿易にしましては、相当の船団を組んで法を犯すというふうな場合に、個々の船でパトロールをやつておつては手が届かないということに相なるのであります。自然そういう場合には機動的にその力の足らざる点を補給して、海上治安を保つことが必要であるといふことに痛感いたしておつたのであります。今回の警備隊を設けることによつてこの欠陥を補ひたい。今三インチ口径程度の砲を備えるというのを申し上げましたが、従来パトロール船で旗信号その他で停戦を命じても、知らぬふりをして遁走するといふことが相当あつたのであります。こういう場合に停戦命令の信号をするのには砲をもつてするよりはかに方法がないのであります。目的はまづたぐさういふ目的で装備をしたいという考えであるのであります。

○今野委員 大體この六十隻の船はもう来ているのですか。

○村上國務大臣 その点申し残しましたが、今それらの船を米國から貸受けたという考えで交渉を進めておる次第であります。大體要望に應じてくれるものと信じておりますが、まだ正式には承諾の通知を得ておらないような次第であります。自然まだこちらへ参つてゐるということはないのであります。

○今野委員 それでその三インチ砲ですが、これは従来フリゲート艦についているのですか。くつついてゐるものが三インチ砲といふのですか。それとも今ある武装はやめてしまつて三イ

ンチ砲を装備する、こういうことなんですか。

○柳澤(米)政府委員 大體私どもの考へていたしましては、先ほど大臣が申し上げました通り、非常に遠いところで海難が起きたときに、現在持つております船は七百トンが最大のものであります。従ひまして、七百トンの船で一万トンの船の災害を救助するといふような場合に、非常に困難を感じておまして、何とかして大きい船が持たない。それには千五百トン級以上あれば非常にいいのであります。その数も大體半程度あれば一応何とかなるという希望を持っております。これはもしあるならば、アメリカの方面から貸受けていただければ非常にいい。こうだといふふうな考へておりました。交渉を進めておるわけでありませう。従ひましてアメリカ側であります。船は、号砲の件も、できればその程度の号砲がちょうどいいというふうな要求をしておりまして、大體要求に匹敵したものが向うから借りられるのじやないかといふふうな考へておるわけでありませう。

○今野委員 そうするとその三インチ砲といふのは確定したものでなく、向うでその船に何がついてゐるかといふことはまだよくわからないのですか。つまり三インチ砲あるいはそのほかにもどういふような装備があるか、たとえば水雷発射管とかあるいは爆雷装置とかいふ、そういうものが、今の軍艦ですからたいがいの場合にはあることと思ひます。それから通信あるいは武器として使うレーダー、その他いろいろの装備があると思ひますが、大體お調べの上、何か見当をつけて借

りたい、こういうふうに考えているのだと思いますが、その点をもう少し明確にしたいのだと思います。

○柳澤(米)政府委員 私たちが要求しておりますのは、先ほど申し上げました船舶のトン数が千五百トンくらいはぜひほしいということ、号砲程度のものはぜひ持ちたいということとで要求したような次第であります。その船に他のどういふものがついているかという点でございしますが、われわれの方といたしましては、そのほかいろいろ危険なものがついておるとすれば、それはこちらの要求外のものでありますから、これは何とか処置をするというふうなことを考えております。なおリーダーその他のお話でございしますが、これは航海あるいはその他に必要な計器といたしましてついておる分については、必要なものはついていないとはならないというふうに思っております。

○今野委員 それはフリゲート艦と巡視船と両方ありますが、たとえば巡視船の場合もやはり何らかの、そういう号砲的なものをつけるというふうに理解してよろしいのですか。

○柳澤(米)政府委員 現在のところは千五百トン級の船は大体号砲くらいはつけて貸していただけるのじやいかというふうな思っておりますが、小さい船の方は号砲がつけられるかどうか非常に問題だと思っております。まだその点は向うでもはつきりしておりません。つけられないのじやないかというふうな考えております。

○今野委員 現在七百トン級のものは何隻あるかよく存じませんが、その隻数がわかつたら言ってもらいたい。あるいは今度そういう武装を施すつもりかどうか、その点も伺いたいと思っております。

るいは今度そういう武装を施すつもりかどうか、その点も伺いたいと思っております。

○柳澤(米)政府委員 大体七百トン級の船は現在三隻ございします。御承知の通り現在海上保安庁といたしましては、これらの船舶にはいづれも何らかのういふものはあります。現在武器と称せられるものは、各保安官が拳銃を携帯しているという程度でございします。そのほか何らかの武器的なものは現在ございません。

○今野委員 現在の状態は大体知っているのです。私が聞いているのは、つまりそういうものにくつつける気かどうかということですか。

○柳澤(米)政府委員 七百トン級のものであれば号砲くらいはつけていた点は何ら決定してございしますが、この点としてはつけていただければ非常なけつこうだと思っております。来年度においてつけるかどうかということとは全然決定しておりません。

○今野委員 一昨年でしたか、警察予備隊ができるときに、国会で大分内容の説明を要求したのですが、説明されないままに警察予備隊令ができ、そしてその後装備や何かの点も何ら国会に諮らないでどんどんとバズーカ砲とか、つまり対戦車戦をやるような装備をしておるわけですか。今回の件についても、これは少くとも軍艦と見られるようなものを借りるというふうなことは、これは日本の憲法の建前から見て、また国際関係から見ても非常に重大な問題であると考えられるわけです。ところがそういうようなことについての交渉が、こういう法案が出される前か

らもうすでに始められておる。しかもそういう交渉を進めておる中にこういう法案が出て来ておるようでありまして、新聞紙上などではほとんど交渉が済んで向うから来るばかりになっておるようなことを報道されております。

そこでこういう態度ですと、今後もしインチ砲というふうな話だつたけれども、これを拡大するときには国会にも諮らないで、その都度必要だといつてどん／＼やつてしまふ。そうして向うからこれを載せろといわれれば、はいそうですかといつて載せる、こういう危険が十分感ぜられるわけでございますが、その点についてそういうふうな装備を増す場合、その他について必ず国会の承認を得るかどうか、そういう点について伺いたいと思っております。

○村上(国務)大臣 ただいま御指摘になりましたような、さらに大きいものを載せるのじやないかというお話であります。そういうことは全然必要ないと思っております。とにかく先刻も申し述べましたごとく、海上における治安の維持に任ずる、人命財産の保護に任ずるというために、ただ機動力が現在全然ないのであります。緊急の必要ある場合に機動的な行動をとるというためであるのであります。これは保安庁法の第二条に設備という文字があります。つまりこの一条の目的に合致する設備以上のものではないはずである。先刻も申します通り、口径三インチの砲というものは、まさに号砲等にぜひ必要であるという意味合いで、希望をいたしておるのであります。また敏活なる通信をするために、リーダー等も必要であることは申し上げるまでもないのであります。本法に示してあ

りまする目的以上の範囲を逸脱しないという考えを持つております。

○今野委員 そうすると、私がお伺いしたのは、そういう場合には必ず国会の承認を得るのがこの法律の建前なんでありまして、検討して、その上でやる、こういうふうな理解してよろしいかどうか。というのは治安の維持のために、たとえば今の警察予備隊の持つてゐる装備も必要だと思つて、バズーカ砲がなぜ国内治安維持のために必要であるかということ、これはわれ／＼として理解しにくいのです。重戦車などに対する武器が、何ゆうに必要であるかということは、ちょっと理解しにくい。ところがそれが公然と行われ、それに基く大規模な演習をやる、またその演習地を方々につくつておる。これを国会が何ら関知しないうちにやつておる。しかも治安の名においてやつておる。同じ政府がやるこの海上保安庁——こういう一端が開かれれば、やつぱりそういうことになつて行くんじやないかという危険は、十分に感ぜられるわけでありまして、そのために聞くわけです。

それからもう一つ、この艦には日本人以外の外国人——たとえばアメリカ人の将校とか、あるいは顧問とか、あるいはその他いかなる名目によせよ、そういう者が乗るかどうですか。その点もひとつ……

○村上(国務)大臣 先刻も申し述べます通り、海上保安庁法の一、また今回の二十五条で警備隊の目的は明記せられておるのであります。そうしてなお必要な設備という文字があるのであります。第二条にもあります。この設備という範疇を逸脱しますようなときに

は、もちろんこの法の改正を要すると信じます。そういう際には、もちろん国会の方で改正法律案を御審議願ふ必要があると思つております。

なお第二点の米国の軍人あるいはその他の人を乗船せしむるということは全然考えておりません。全部日本人で操作する考えでおります。

○門司委員 私から少しばかり聞いておきたいと思うのですが、その前に一応資料を出していただきたいと思つたのは、海上保安庁の現状をひとつ御報告を願つておきたいと思つた。私がこういうことを聞きますのは、こゝでまた人間が約五千人ばかりふえまふるし、今までも五万トン八万トンにふやされて来て、だん／＼装備はふえて来るのであります。今まで許された範囲の船が全部できておつて、それが全部活動しておるかどうか。この活動が全部なされていなくて、またこういうふうな増加しなければならぬということとは、私理論はわからないのでありますが、今までの船をこしらへ上げて今までの装備を全部やつて、それからなおかつ足りないから、これだけのものを要するといふのなら話がわかりませんけれども、今までの許された範囲のものができていないということになる、ちよつと理論上おかしいものが出てきて参りますので、一応その参考のために現状で許された五万トンの範囲で、艦艇は全部でき上つてそれが任務についておるかどうか、こういうことの資料を出していただきたいと思います。

それからその次に聞いておきたいと思つたことは、この法律をお出しになつて改正されます趣旨としての大

臣の説明の中に、いろいろな理由が書いてありますが、その中でこの機会に聞いておきたいと思ふことは、独立国になつたから、こういうものが、必要だといふように実は受取れるわけでありませう。いわゆる「平和条約の発効」とともに、完全なる主権国家といつてしまつて、こう書いてあります。そしてこれがみづから手によつて、沿岸水域を安全に警備するということにもなつております。従つて今まで主権国家でなかつた場合に、米国の海軍がわが国の沿岸警備にどのくらいに装備と、それからどのくらいの援助を与えておつたかといふことも、一応この機会に、もし統計で示されるなら、資料としておしを願ひたいと思ふます。

それからその次に、これは大臣にひとつ聞いておきたいと思つておりますが、海上警備隊の性格であります。これは海上保安隊を警備隊といふ名前にかえて参りまするなら、性格をもう少しはつきりしておいていただきたい。これを私が聞きますと、ゆえんのは、海上警備隊といふことになつて参りますと、ちやうどアメリカにかつてあつたコースト・ガードのような性格を持つものであると考へる。コースト・ガードのような性格を持つて来るという事になりますと、この第二十五条の内容を見ますと、軍隊の組織のように書いてありますが、この解釈が少しあいまいな形をとつておると私は思ふ。御存じのようにコースト・ガードは、アメリカのいづれの戦争にも出動してゐます。そして軍隊の一翼として働いておるといふことは、歴史にもはつきり書いてあります。その

性格を持つのかどうか。この点は一と明確にこの際御答弁を願つておきたいと思ふます。

○村上海務大臣 海上保安庁の性格は、保安庁法で明らかに示してある通りであります。今回の改正法律案で海上警備隊といふものを設置することになつております。この海上警備隊は、どういふ目的で設置するかといふことも、今回の改正案で明らかに示してあります。海上における人命、財産を保護して、また海上の治安を維持するために、緊急の必要ある場合に行動をするといふことに相なつております。結局現在の海上保安庁の目的のまつた一部と相なると信じております。現在の海上保安庁の使命のわく外には少しも逸脱しないと確信しておるのであります。ただ従来は先刻も申し述べます通り、約百六十艘ほどのものが、これは五十トン以上の船全部であります。が、パトロールをして、海上警備の任務に、また航路安全の任務に當つております。これではどうしても、網の目が荒くて、密入国にしましても、密貿易にしましても、取締りができない、予防ができない。また捜査ができないという状態であるのであります。今最も欠陥だと痛感したてておりますのは、相当大きい問題が起つたときであります。たとえば前刻も申しましたような十勝の震災でありますとか、その他大きい船の海難でありますとか、天災、高潮その他で非常な海難が起つた、あるいはまた船団を組んで不法入国が行われかけておる。あるいはまた大げさな密貿易が行われつたといつたような場合に、微力であつて、いかんともすることができないという状態であるのであります。

日であつたのであります。どうしてもしやういふ場合には機を逸せず、やはりこちらから船団を組んだものが機動的に出動するといふことで、海上の治安を保つて行きたい、こういう考えであるのであります。目的はまつたく現在の海上保安庁の使命のわく外に出ておるといふことは全然ないと信じておるのであります。

○門司委員 大臣の答弁としては、その程度しかできないと思ひますが、問題となるのは、そつたといつたしますと、ことさらにここで海上警備隊といふものを特別につくらなければならぬといふえんのもがないと思ふのです。従つて今あります保安庁の持つております力の何らかの性格的な変更を要求しておるのではないかと考へられますので、さうお聞きしたわけでありませう。

それからその次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、これもよく新聞に伝えられておりますように、また総理大臣も言われたように、将来警察予備隊が保安隊に切りかえられるといふことになつて参りますが、私は性格がかわらなければ何も名前をかえる必要はないと思ひますが、しかし性格がだん／＼かわりつたある。そういうことで保安隊になりまして、必然的に今の政府のこうした方向をとつて参りますと、国の治安力と今は必ずおつしやると思ひますが、一つの戦力のようになものがある／＼できて来て、将来何らかの形で保安庁から離れて、警察予備隊と密接不可分の関係になります以上は、一つのまとまつた団体に必ずなるといふことが、一応われ／＼も予測されるのであります。大臣は今さう

いうお考えをお持ちになつておるかどうか。いわゆる国防上の見地から警察予備隊と一体となるべきような性格を持つておるといふように大臣はお考えになつておるか。また将来さういふことに進められるといふようなお考えがあるかどうか、この点を一つお聞きしておきます。

○村上海務大臣 将来のことは今私確言することはできませんけれども、警察予備隊といふものと性格がちよつと違つておると私は思ふのであります。これはあくまでただいま申します通り、警備隊の機動隊であります。ちよつと東京警視庁にありますが予備隊、また大阪警視庁にありますが機動隊と同じ性質のものだと考へておるのであります。この性質をかえるといふことが日本として必要になつて来れば、そのときに発生すると思ひますが、そのときには前刻もお話がありましたごとく、明らかに本法の改正を要するところと思ふのであります。

○門司委員 それでもう一つその先を聞いておきたいのですが、さうすると、大臣の説明書の中に、実はこういうことが書いてあります。さつき私が読みましたその次に、「即ち、海上におきます大規模な災害及び重大な秩序の攪乱、こゝろ／＼に書いてあります。秩序を破壊する重大な行為といふようなものは、やはりこの対象になつておるといふ書かれておりますが、秩序といふ文字はなか／＼広範囲に解釈されますけれども、密貿易もやはり秩序を破壊したと言へば言えるのであります。この秩序といふ文字がどういふ意味で書かれておるかかわかりませんが、先ほどから申し上げておるま

すように、これは単にわれ／＼は密貿易が国の秩序を犯すといふ解釈をするわけにはこの際行かないような感じが非常に強くなるのであります。従つてこの秩序を攪乱するやうな大規模な計画といふものが一体想像されるかどうかといふことであります。これは大臣の説明書の中に書いてあります文字は、非常に重大な文字でありますので、念のためこゝにだけ聞いておきますが、こゝのものを対象として考へられるといふことになつて参りますと、警察予備隊の性格と違つていふお話であります。私は警察予備隊と密接不可分の関係を持つておるものであると思ひます。現在の海上保安庁にいたしましても、これは陸上を警備したておる警察官と、密貿易その他を警備しております警察官とは密接な関係を持つておるといふことは事実であります。これを切り離してはわれ／＼は考へられない。またこれをもし切り離して考へ、あるいは離れて活動しておるといふことは、これは本来の目的、国の治安全体の上から見ますと、非常に大きな欠陥が出て来るのであります。これは密接不可分の関係を持つておると私は思ひます。従つてここに書いておいてはなる重大な秩序の攪乱とか、あるいは破壊といふやうなもの、単なる密貿易程度のものであるかどうか、この点を詳しく大臣からひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上海務大臣 普通の密貿易とかあるいは密入国とかいふものは、普通こそそをやるというところが一般の概念でありますけれども、相当大がかりなものが過去においても行われんとしたことがあるものであります。またい／＼日

すように、これは単にわれ／＼は密貿易が国の秩序を犯すといふ解釈をするわけにはこの際行かないような感じが非常に強くなるのであります。従つてこの秩序を攪乱するやうな大規模な計画といふものが一体想像されるかどうかといふことであります。これは大臣の説明書の中に書いてあります文字は、非常に重大な文字でありますので、念のためこゝにだけ聞いておきますが、こゝのものを対象として考へられるといふことになつて参りますと、警察予備隊の性格と違つていふお話であります。私は警察予備隊と密接不可分の関係を持つておるものであると思ひます。現在の海上保安庁にいたしましても、これは陸上を警備したておる警察官と、密貿易その他を警備しております警察官とは密接な関係を持つておるといふことは事実であります。これを切り離してはわれ／＼は考へられない。またこれをもし切り離して考へ、あるいは離れて活動しておるといふことは、これは本来の目的、国の治安全体の上から見ますと、非常に大きな欠陥が出て来るのであります。これは密接不可分の関係を持つておると私は思ひます。従つてここに書いておいてはなる重大な秩序の攪乱とか、あるいは破壊といふやうなもの、単なる密貿易程度のものであるかどうか、この点を詳しく大臣からひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上海務大臣 普通の密貿易とかあるいは密入国とかいふものは、普通こそそをやるというところが一般の概念でありますけれども、相当大がかりなものが過去においても行われんとしたことがあるものであります。またい／＼日

すように、これは単にわれ／＼は密貿易が国の秩序を犯すといふ解釈をするわけにはこの際行かないような感じが非常に強くなるのであります。従つてこの秩序を攪乱するやうな大規模な計画といふものが一体想像されるかどうかといふことであります。これは大臣の説明書の中に書いてあります文字は、非常に重大な文字でありますので、念のためこゝにだけ聞いておきますが、こゝのものを対象として考へられるといふことになつて参りますと、警察予備隊の性格と違つていふお話であります。私は警察予備隊と密接不可分の関係を持つておるものであると思ひます。現在の海上保安庁にいたしましても、これは陸上を警備したておる警察官と、密貿易その他を警備しております警察官とは密接な関係を持つておるといふことは事実であります。これを切り離してはわれ／＼は考へられない。またこれをもし切り離して考へ、あるいは離れて活動しておるといふことは、これは本来の目的、国の治安全体の上から見ますと、非常に大きな欠陥が出て来るのであります。これは密接不可分の関係を持つておると私は思ひます。従つてここに書いておいてはなる重大な秩序の攪乱とか、あるいは破壊といふやうなもの、単なる密貿易程度のものであるかどうか、この点を詳しく大臣からひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上海務大臣 普通の密貿易とかあるいは密入国とかいふものは、普通こそそをやるというところが一般の概念でありますけれども、相当大がかりなものが過去においても行われんとしたことがあるものであります。またい／＼日

すように、これは単にわれ／＼は密貿易が国の秩序を犯すといふ解釈をするわけにはこの際行かないような感じが非常に強くなるのであります。従つてこの秩序を攪乱するやうな大規模な計画といふものが一体想像されるかどうかといふことであります。これは大臣の説明書の中に書いてあります文字は、非常に重大な文字でありますので、念のためこゝにだけ聞いておきますが、こゝのものを対象として考へられるといふことになつて参りますと、警察予備隊の性格と違つていふお話であります。私は警察予備隊と密接不可分の関係を持つておるものであると思ひます。現在の海上保安庁にいたしましても、これは陸上を警備したておる警察官と、密貿易その他を警備しております警察官とは密接な関係を持つておるといふことは事実であります。これを切り離してはわれ／＼は考へられない。またこれをもし切り離して考へ、あるいは離れて活動しておるといふことは、これは本来の目的、国の治安全体の上から見ますと、非常に大きな欠陥が出て来るのであります。これは密接不可分の関係を持つておると私は思ひます。従つてここに書いておいてはなる重大な秩序の攪乱とか、あるいは破壊といふやうなもの、単なる密貿易程度のものであるかどうか、この点を詳しく大臣からひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上海務大臣 普通の密貿易とかあるいは密入国とかいふものは、普通こそそをやるというところが一般の概念でありますけれども、相当大がかりなものが過去においても行われんとしたことがあるものであります。またい／＼日

本の漁船に対して海賊的行為をいたして来るといったようなこともあつた次第であります。そういった場合には、七十トンや百トンあるいは二百トンのバトロール船では何ともいたし方がないというような際には、機を逸せず連絡をとつて基地から機動隊が出動して、人命、財産の安全を保持するようにして行く必要があるということをお考へておる次第であります。あるいは本法改正につきましての説明に用いた文字の用例が適当でなかつたかもしれせんけれども、私どもの考へておりますのは、ただいま申したような点を考へておる次第であります。

○八木委員長 次を特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨の説明を求めます。特別調達庁長官根道吉君。

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

調達庁設置法

本則中「特別調達庁」を「調達庁」に、「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に、「特別調達局」を「調達局」に、「特別調達局長」を「調達局長」に改める。

第三条を次のように改める。

（任務）

第三条 特別調達庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 条約に基いて日本国に駐留する外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

二 駐留軍の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条の規定に基く請求の処理。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

第八条中「終戦処理費及び解除物件処理費」を「経費」に改める。

第九条第一号及び第二号中「終戦処理費」を「経費」に改める。

第十条第一号中「終戦処理費」を「経費」に改め、同条第二号中「連合国」を「駐留軍」に改め、同条に次の一号を加える。

七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条の規定に基く請求の処理に關すること。

第十二条中「連合国の要求する」を「駐留軍の需要する」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

（附屬機關）

第十二条の二 調達庁に、附屬機關として中央調達不動産審議會を置く。

第十二条の三を削り、第十二条の四を第十二条の三とし、同条に次の一項を加える。

六 前各項に定めるものを除く外、中央不動産審議會の組織、所掌事務、委員の任期その他中央不動産審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二条の五を削る。

第十五条を次のように改める。

（名稱、位置及び管轄區域）

第十五条 調達局の名稱、位置及び管轄區域は、左の通りとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三条、第十条第二号及び第七号並びに第十二条の改正規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 他の法令中「特別調達庁」とあるのは「調達庁」と、「特別調達局長」とあるのは「調達庁長官」と、「特別調達局」とあるのは「調達局」と、「特別調達局長」とあるのは「調達局長」と読み替へるものとする。

○根道政府委員 特別調達庁設置法の改正案の理由を御説明申し上げます。本案は、現在の機構の簡素化並びに経費節減の見地から今般付屬機關の調達役務審議會と地方支分部局の京都特別調達局を廃止するとともに、平和条約の効力発生に伴ひまして、特別調達庁の所掌事務に変更が生じますので、現在の特別調達庁設置法を、次のように改正する必要があると存するわけでありま。

第一に、従来特別調達庁設置法といつておりました題名を調達庁設置法と改正し、特別調達庁を調達庁、特別調達局長官を調達局長官、また特別調達局を調達局、特別調達局長とありますのを調達局長と、それ（）改めようといひましたと同時に、他の法令においても、同様な読みかえを規定いたしております。

第二に、特別調達庁の従来の任務でありましたところの連合軍のための調達を、平和条約効力発生後は駐留軍のための調達を行うように改正いたしましたとともに、新たに行政協定の第十八

条に規定しております駐留軍の行為のために生じます損害についての請求の処理に關する業務を所掌することとしたすわけでありま。

第三に、終戦処理費、解除物件処理費は、昭和二十六年度限りなくなりましたので、これを単に経費という言葉に改正したいと思ひます。

第四には、当庁に置かれております調達役務審議會及び京都特別調達局を、機構簡素化の趣旨に沿ひまして、廃止することといたしたいと思つております。

第五には、従来地方支分部局の管轄區域は、連合国占領軍の管轄區域に對応するというふうになされておりましたものを、これを各府県別に明確化したすわけでございます。

以上をもちまして、簡単にございませうが、一応の説明をいたしまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○八木委員長 これをもつて提案理由の説明を終りました。續いて本案についての質疑を通告の順に許します。今野武雄君。

○今野委員 たくさんあるのですけれども、第一にお伺ひしたいのは、これは結局占領下から今度は新たな行政協定下に移るといふ事か、そういうことのためにやつただ単なる名前のつけかえと、そういうふうな考へてよろしいのですか。

○根道政府委員 特別調達庁は、御承知のごとく、現在の法令におきましては、連合軍のための調達といふことに相なつております。しかし現実の問題といたしましては、今後安全保障条約、行政協定等の結果に基きまして、引続き米軍が駐留軍として駐在いたし

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌調達局	札幌市	北海道
仙台調達局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
東京調達局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 長野県
横浜調達局	横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋調達局	名古屋市	愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
大阪調達局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
呉調達局	呉市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡調達局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

ますので、同種同様の業務が相当存在するわけですが、これをまた日本政府がある程度施行しなければならぬことに相なっておりますので、まず第一の点は、今お尋ねにありましたように、連合国軍のためという字を、どうしてもこれは駐留軍とかえていただかなければならぬという問題があるわけにあります。なお名称は、いろいろな意見もありましたが、特別という字が、あたかも占領下において特別のものであつたというような意味で、まあできるだけそういう言葉は避けて、新しいかつこうに少くともした方がいいのではないかとするので、特別という字を廃する、まあそういうようなことでございます。

○今野委員 この法律には、確かに連合国軍というふうに書いてあります。それから今度は、改正案には駐留軍と書いてある。しかし従来われ／＼は実際の事実を見て参りますと、ポツダム宣言並びに降伏条項に基く連合国軍の業務以外のことに、相当特別調達庁が金を支出したり、いろ／＼な協力をしているという事実を知っているわけですよ。というのは、つまりいわゆる国連軍という名目のものになされておる朝鮮戦争の行為、こういうものに基地を提供し、それからいろ／＼なそのための労務を提供するその他の仕事が行われておる。現に朝鮮にまで人夫が行つたり何かもしているわけです。そういうような事實は、これはもう国会においても労働委員会その他で討議されまして、まぎれもない事実になっているということは、確認されておるわけであります。そういうようなことに對しては、どういふような始末が一体してあ

るのか。たとえば、例をあげればきりがないのですけれども、仁川上陸以来行つてゐる労働者の賃金です。これは府県の渉外を通じて特別調達庁から支払われておるのです。あれが何ゆゑ日本占領のための、降伏条項に基づく占領のための業務であつたか、そいつは不幸にして日本の国民が理解できない。それからまた横田の基地では、あそこへ参りますと、毎日のように、私も行つて参りましたが、朝鮮爆撃のため、B二九がどん／＼飛び立つておる。こういう業務に従うべき日本の国民が、あそこでもつて使用されておるわけでありませう。その給料その他も、やつぱり特別調達庁から出される。それからそういう作戦行為によつて受けた損害、横田の基地のそばで爆弾がおつこつた事件、あるいは埼玉県におつこつた事件、川崎におつこつた事件、いろいろありますが、そういうものに対する損害賠償の請求もありますし、そういうことについても、金を出さなくては特別調達庁であるということになつておる。それから、その他、たとえば朝鮮戦争が始まつて以来、横田の方の東秋留というようなところでは高射砲陣地がつくられておる。その調達、これはまだ一年か二年になつてゐるのに、なんとなつた時間がかつてゐるのに、まだ補償措置すら講じられてゐない。わい、けであります。そういうことに對しても、土地の取上げをやつておるのです。が、そいつも特別調達庁で金を払ふんだということになつておる。こういうことを考えてみますと、連合国軍と云ふことが、非常にあいまいになつてゐる。おつたというふうには思われる。でその点については、従来占領目的のために

使われていた金は、つまり特別調達金の業務として支出された金、あるいは労働は、どの程度のもので、それから朝鮮戦争のために、いわゆる国連軍の行動のために使われていたもの、それは違法であると思いますが、そういう違法的な支出はどのくらいであるか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○根道政府委員　ただいま、日本政府は占領軍のためでなしに、それ以外のものを特別調達庁を通じてやつておるのではないかという御質問であります。が、しかしながら特別調達庁が形式的にやつておりますことは、すべて占領軍としての調達要求という形において出たものだけを扱つておるわけでありまして、それ以外のものは扱つておら

ぬのであります。ただ今の尋ねのうちに、朝鮮戦線にまで出かけて行つた労働者があるではないかというようなお話であります。が、われ／＼としたしましては、占領軍が必要とする労働者を、占領軍の要求によつて提供してあるのであります。もしこれが朝鮮の戦

線等に現実に行きつたものがある
といたしますと、その場合は、それ
ぞれの労働者の自由意思をもつて行つ
たという形になっております。もちろ
んその経費につきましては、これが
占領目的のために使われたのでなけれ
ば、これは米軍といたしまして、別に
計算いたしまして、日本側にドルをも
つて払い込んで来るわけであります。
その他いろいろな品物につきましては、
たとえば占領目的のために発注した
いろいろな品物がございます。これを
またま緊急の必要上朝鮮戦線等にお
いて使つたというようなものがあるか

も存じます。これはその後におきましては、直接下調達でやつておりますので、ほとんど現在においては、いはずと私は存じておりますが、一部分はそういうものがあつたと思います。なおまた朝鮮事変が起る以前におきまして、遠い地区から持つて来ました自動車、修理等をPDをもつてやつておつた工場等もございます。そういうものをもたよそに持つて行つて、フィリピン、沖縄で使う場合には、軍の方でしかるべく原価計算いたしまして、これを日本政府に償還する、こういうふうな建前をとつて来ておつたと考えられます。特別調達庁といたしましては、やります仕事は、すべて調達の形式にかつた形をもつてこれをやつておるわけでございます。

○八木委員長　この程度において午前中の会議は一旦休憩し、午後は一時半より再開いたし、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について質疑の後、討論、採決に入りたいと存じます。これにて一時半まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩
午後二時十七分開議

○八木委員長　休憩前に引き続きこれより会議を開きます。特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。質疑の通告がありますから、順次これを許します。門司亮君。

○門司委員　これは先ほどからちよつ

と座談のうちに話したのでございますが、この法案自身は、今の説明では触れていないのでありますが、現在の特調のやつております仕事の内容と、それから今度の協定によつて、内容は

かわつて来ると思うのでありますが、その内容のかわつて来る点を、ひとつこの際御説明願つておきたいと思ひます。それは仕事の受注關係等は、従来でありますと特調が中に入つて、いろいろな取次をいたしておりますので、さほど困難ではなかつたと思ひますが、今度はこれがはずれて参りますが、向うの連中との間に直接業者との間の取引が行われるというようなことになつて参りますと、単価その他の点についてなか／＼調整しがたいものが出て来はしないか、こういうことが、実は最初に杞憂されるわけでありますが、従つてそういうことが、もし具体的にいうならば非常に単価がたたかれて安くなつて来る、そういたしますそれに従つております労働者の賃金等も勢いたたかなければならぬようなものが必要として来る。さらにもう一つの問題は、労働者の今日までの法の適用の範圍、あるいはこのさしず等の問題が、労働省である程度保護して行くとは考えられますが、しかしこれもこのわくがはずれてしまひますと、なかなかそう簡単には行かないのではないでございまして、あるいは多少向うの連中のさしず、あるいは干渉があつたと思うのでございまして、今度はそういう干渉がなくなるはずでございします。しかしこれが全部特になつて参りますと、そういうようなもの、理論上ないようなものが、實際上は今までよりも抜いにくいようなものができて来はしないかというようなことが考へられます。従つてこの法案の内容を改正されますと同時に、行政協定との関連を、ひとつ長官からも少し

れている。ことさらにこういう仲介がなくなつて自由の契約になつて来ると、おそらく弱い業者はかなり私は苦しめられると思う。従つて今の長官の意見といたしましては、そういう問題についてははつきりした具体的ものものは今出ておらないが、しかしそういうものについては十分政府は考えているか。あるいは十分そういうことのないようにもし方法が明示されるなら、この機会に明示しておいていただきたいのでありますが、もし明示されないと言ふなら、そういうことにひとつ努力をして行くようなお考えが今の長官のお考えの中にあるかどうか。それから同時に、それは長官個人の意見であるのか。それは日本政府の、たとえば行政協定の関係があるとするなら、岡崎さんなら岡崎さんもやはりそういうお考えでおいでになるのか。これは少し話が飛躍したようでありますけれども、もし御答弁が願えるなら、その辺まで御答弁願つておきたい。

○根道政府委員　ただいま申し上げましたのは、特調長官としての意見でございます。政府全体のまとまつた意見とは申し上げかねるとは存じますが、御懸念のような問題が発生することを防ぎたいと思つてのことについては、もちろん同じであるところ考えております。また従いまして私こういうような仕事をした経験に照しまして、今まで各方面に今申し上げましたような意見は述べているわけであります。また機構の上、制度の上といたしまして、直接調達がいけないものについては、いつでも政府が仲介してやれるという機構態勢には相なつてゐるわけでありませう。これは十分活用してみたい

い、こういうふうに考えております。なおまた岡崎国務大臣等においては、どう考へておられるか、私がかつて申し上げることはできないのであります。が、たとえば労働問題なんかにも関連いたしました、これにもやはり、いわゆる直接調達たるべきか、すなわち直接雇用たるべきか、あるいは間接雇用たるべきかということに相当意見が闕わされたのであります。その際の岡崎国務大臣の答弁といたしましては、理想としてはそういうものは直接雇用であるべきじゃないか、しかしながらいろいろの問題が起るといふことも考えられる、また特に労働組合——連合会に現在使われておりますものから間接雇用でなければ困るといふような意見が提出されているというふうな関係もあるのです、できるだけそういうふうなことにしたい、こういうふうな考へていふという意見を表明されております。それと同じような思想は私は同様におおありになることと想像いたしております。

○門司委員　私は委員長にちよつとお願いがあるのですが、今の長官のお話によつてだん／＼この問題がはつきりして来たのであります。従つてこれはひとつ労働大臣、それから岡崎國務大臣を呼んでいただいて、その点をもう少し明確にしておきたいと私は思います、そういうおとりはかいらいを願ひたいと思います。

○八木委員長 承知いたしました。

○今野委員 ただいまいろ／＼お話がありましたけれども、私どもの参考になつたところがたくさんあります。あまり質問が多過ぎて実は困つておるののですが、要約して一つ質問したいと思

うのです。

一つの問題はつまり現在まだ特別調達庁として仕事を終らない問題がずいぶんあるわけです。例をあげますと、たとえば土地を国連軍のために収用する。たとえば東京都下の東秋留村に私は参りましたら、そこで村道とか宅地、畑を含めて、相当な土地が収用されている。これはおとし朝鮮の戦線が悪化した時分の話だということです。ところがこしの一、七月七日にそこへ参りましていろいろ調査いたしました。が、村当局はそこを――柵があります。が、収用するといふ言い渡しを受けて、そのときは文句なしにやられちゃつて、そのところを柵をつくられたのですが、それが何らの通知を受けなかつた。村当局は何ら知らなかつたといふことを確言しているわけでありまゝす。しかもその値段については、非常に多数の関係者があるのですが、それの補償については坪百四十程度のもので、出すとか出さないとかいうことで、いまだに片づいていない。従つて支払い

も行われておらない。その畑や宅地を持つている人たちは何よりも生活の保障を求めているわけです。そこは高射砲陣地になっておりまして、高射砲がありました、そのところをめぐつていまだに陳情——陳情にももう飽いてしまつて、一体どういふふうにしたらばこれができるのかわからぬ、こういうようなことを言つておるわけであります。これは横田の基地が拡大されて、あそこへ都道でバスが走つていって、道路までとられちやつて、そのところは非常に不便な思ひをしていることでもあります、最近ではまた相模原でYEDの工場を移すために、——YE

Dというのは横浜エンジニアリング・に予備作業班に持ち出して、そこで検

ダイボートですが、これの工場を移すために土地を収用するというので、三月一ぱいに立ちのけといつて柵をめぐらされた家が四軒ございます。それからそのほか畑や何かのまん中に無承認で立札を立てられて、六月一ぱいにこのところの作物をとり除けといつてゐる。これは終戦後すつと七年間にわたつて耕作して来たところですよ。こういうところをそうやつて取上げられ、そのあとの補償についてはY.E.D.の責任者は日本政府の問題であるからわれわれはあずかり知らぬ、こういうことを明言しておりまして、そのことに

討した後でなければ接収の行動には出ない、こういうような通達がなされたわけでありまして、この模様を地方支局に伝へまして、向うの最高首脳部においてこう考えておるので、行き過ぎのことがないように十分に見ておいてくれと、こういうような通達もいたしておられるような次第であります。従いましてただいまのところ現在及び近き将来において、日米両方で相当納得の行く話合いが進まぬ前に、強制接収に付するということとは行われぬものと、こううに期待しておる次第であります。

つてはとりつく島もないというよう
なかつこうになつてゐるわけでござ
います。こういうような問題が今まで
たくさんありました。これについてど
の程度そういう件数があるか。そし
てどの程度それが片づいてゐるか。それ
がいつまでに全部片づくか。それから
今後そういう問題が発生して来ると思
いますが、そういう問題について、土
まわしまして、一つはまだお答え願
ひなかつたのです。というのは今までの
そういう事柄は、聞き及ぶところ
で、今後二年間くらい処理にかか
る、という話を聞いておるわけですが、
たしてそうであるかどうか。たと
えば横田その他における補償の問題
です。そのくらい実は仕事があるの
だ。だから

地収用に伴う問題についてどういふうに処理される考へか。それをひとつはつきり御答へ願ひたいと思います。

○根道政府委員　ただいま土地の収用に關して、最近においてもまだ軍等においてほとんど一方的な措置がとられているのではないかというお話であります。これは最近に至りまして三月の初めごろかと思いますが、行政協定の話し合いが終りまして予備作業班ができる、それに伴ひまして軍側において一方的にいろいろなことをすることはしない、かつ關係部隊等に対しては、部隊の土地その他一切の接収に關しては、すべて今後は事前に、事實上事前

ら今特別調達庁をやめてしまふと困るのだ。こういう話を聞いたことがあるのですが、はたしてそうであるかどうか、その点もお伺ひしたいのです。

○根道政府委員　特別調達庁の今後の仕事の一つといたしまして、新たな接収という問題については、私はそう大きな仕事はないだろうと考えておるのであります。しかし解除されました、またされて来るだろうところの不動態に關連しましての補償をどうするかということに關する調査の業務というものは、これは相當大きな仕事であると考えております。従つてこれは半年や一年ぐらいの期間ではなか

調査や実際の補償の支払いという業務は容易に片づくものではないだろう、ことに一ぺんに解除が起つて参りますと、事務が錯綜いたしまして、なかなか業務分量といつても非常に多いわけでございますし、また公平かつ慎重を期さなければなりませんし、また人情にも沿つた措置もとらなければならぬので、まあ非常に時間も要するというに相なるかと考えております。またお尋ねの補償の額は、どうなるかと申しますと、現在政府が軍の要求に基いて、契約によつて借り上げておきます土地は、これは借上げでありまして、買上げ補償には現在なつておらぬのであります。しかしながら場所によりましては、借り上げられた土地が返つて来ても、たとえばこれが耕作地でありまして、耕作に適した状態になつてしまつてゐるというふうなものに対しては、これは大きな問題でありまして、そういうものは他にかえ地等を手し得るようによい、買上げの処置もこれは講じなければいかぬのじやないか、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○今野委員 そういふ問題について今後半年や一年ではなか／＼事務が進まないだらうと言われるのであります。が、事務が進まなければ従つてこれは支払いもなされぬ。お話のように實際に何かのところに全然違つた目的のために使われて、コンクリートや何か打たれてしまつて、どうにもならぬ、こういうふうな状態ではこれはもう借りたといつてもお話にならない。借りた場合でも生活の上で生活の根拠を奪われてしまふのですから、これもたいへんな問題のわけですから、その場合

に特別調達庁の方としては国の債務という、その支払いを当然受くべき者に對する債務というものは、一体いつ発生したと考へておられるのですか。債務はいつ発生することになつてゐますか。

○根道政府委員 債務がいつ発生するかというのは、これは非常にむづかしい問題であります。ただいままでのしきたりといつたしましては、債務は政府が確認したときに具体的に発生するわけでありまして、また補償の内容はどんなふうにしてやるかといふと、解除があつたときの状態と接収されたときの状態を比較しまして、それでいろいろな差引計算をするわけでありまして、

○今野委員 そうすると、お話によると、解除はいつあるかわからない、横田の場合もその他もこれはいつあるのかわからない。御承知のように、安全保障条約というものは無期限なのであります。そうしてみると、その人の、たとえば今五十の人が、一生のうちにはたしてそれが解除されるかどうかからぬ、こういうことで、ただ財産を没収されたといふことになつては、これはもう国民としての権利を規定しておる憲法の条章なんといふものは、ほんとうの空文の空文になつてしまふ。それはかりでなく、その人はそのためにもう生活もできぬというふうなことになるのである。事実そういう例がたゞさんあるわけですから、こういうことに対して国が何らの措置を講じない。そういう、解除になつたときであると確認したとき云々といふことで、事実が発生しておるのに、その事実が確認されてただちにその人の氣の毒な状態

を救うということができないとするならば、これはもう非常に重大な人道上の問題であると思ふのです。そういう問題に対して何らの対策を講じてない例をたゞさん知つてゐるのです。それは一体どうしたわけか。政府は今まだ占領下だからかたがたないといふようなことを言つていたやうであります。が、しかしさつきのことを聞くと、これからはもうつちやんとやるのだといふ、もう出発してなければならぬはずだ、もううちやんとその心組みができは、実際の仕事が始められていなければならぬと思ふますが、一体その点はどうなのですか。御答弁の様子では横田や何か被害を受けておる人とか、その他の人々、これはどうもまだ高きとして眠るどころか、ほんとうに希望を失つてしまふと思ひますが。

○根道政府委員 債務がいつ発生するかと申されたので、現在のやり方をただ申し上げた次第であります。今言われたやうな、ほとんど永久に取上げられてしまつたといふやうな形、そのために生計の手段を奪われてしまつておるといふやうな状況がもしあるといたしますれば、これは何とかして、もちろん救済の道を講じなければならぬことと考へております。現在たとえば田畑を接収されたあとが飛行機の滑走路になつてしまつて、一メートルのコンクリートが埋められてあるといふやうなところは、たゞこれは返してくれなにしても、元の耕地としては役に立つべくもございせん。従ひましてそういうものに対してはこれはあらためて買上げの措置を講じなければならぬ問題だと、こういうふうにお考へておる

ところでございます。

○今野委員 買上げの措置を講じなければならぬと考へておる、その言葉を聞いてこの人々は憤慨するだらうと思ふのです。自分たちは實際にとられてしまつてゐる、そして生計の根本がなくなつてしまつてゐる、衣食同然の生活になつてゐる。それであるのに、政府は日本の国民の政府であるべきなんだ、それがそういうふうにしなれない、それが考へてゐると言ふ、この國の政府だかわからぬといふことになつてしまふ。これはほんとうに早急にやつてもらわなければ、どうにも片づいておらないといふところに大きな問題があると思ふのです。何でも片づかないのか、さつぱり常識をもつてしては理解できない。予算が足りないためにできないとかなんだといふのなら、これは常識で判断できる。何のためにそれが片づかないのかかわらないのです。被害を受けた者は、そういう政府の都合とか何とかいふことよりも、自分の今の状態を何とかしてやりたい、こういうことなんですから、もう少し誠意のある答へを出してもらいたいのです。

○根道政府委員 ただいま考へておるというのでは非常に物足らぬといふことではあります。実は眞剣に考へておるわけでありまして、もちろん私はできるだけ早く補償すべきものは補償しなければならぬと考へておる次第であります。現在までどうしてそんなことがなされなかつたのかといふ御質問、現在までの状態におきましての政府のそういう關係の支払いといふものは、

は、借上料という形においてのみ支払い得た状況にあつたわけでありまして。今後はまたいろいろ方法を考へることも可能であらうといふことを考へておるわけでありまして。

○今野委員 その点はそれではそのくりにいたしますけれども、今までの点についても、これはもう吉田内閣としての最大の失政だと思ふのです。その点について十分な日本の国民の権利を主張し得なかつたこと、この点は重大な問題だと思ふのですが、それはそのくらいにいたしまして、先ほど三月一日かその以後には、そういうことについては十分な話し合ひができて、その上でお話でありましたが、その上と現在起つておる相模原その他における農地の接収問題、あるいは横須賀において、あそこ旧海軍の施設であつたところが再び工場になつており、また市民のためのグラウンドができてゐる。これが再び駐留軍の、あるいは現在は占領軍ですか、その住宅にするんだといつて接収されようとしております。こういうやうな問題に對してもこれはどうしてもぐあいが悪い、たとえば工場の場合ですと、現在の工場を閉鎖しなければならぬ、そうしてそのために労働者も多数失業する非常に大きな問題が起つてゐるわけですから、こういうやうな問題に對して、もちろんこれは反対運動はいたしておりまして、反対だといふ意思は話合ひはしなくてもはつきりしてゐる、反対を表明して陳情に來てゐるのですから、そういうことに対して、やはりこれはあくまでわれ／＼が反対であるといふなら、それに対して権力をもつて押しつける、あるいは武力をもつて押

しつて、それをやらせるということ
はしない、こういうふうに伺つてよろ
しいですね。

○根道政府委員 先刻申し上げました
のは、軍の方において必要とするもの
について、日本側と相談せずに、日本
側が納得行かぬものを無理にはやらな
いという意向であるということをお聞
いておることを申し上げたわけであり
ます。それにつきましましては、またい
ろいろな利害関係もございましょう。た
とえばある地域を軍の方で接収する
いうときに、その関係の労働者等が失
業するであろうかどうか、これが
は現に問題があります。これが
に新たな工場をそこに興して、仕
事をするのだということになります
と、かえつて労働の需要が多くなると
いうような面もあるかわからないので
あります。ものは一概に言えませんの
で、とにかく単にそういう土地を接収
されたために会社が困る、労働者が困
る、職員が困るというようににつ
きましては、政府といたしましても、
十分事情を先方に話して、現在まで参
つておつたような次第であります。

○今野委員 そうすると、さつきのお
話というのは、日本側というのは日本
政府との話合ひであつて、日本政府が
主観的にある意味では主観的であ
る、主観的にこうであるというふう
に思つて、そうして承知してしまへば
それきりだということですか。

○根道政府委員 たといそういうよう
な場合に、政府がかりにそう思うとい
たとしても、これは仮定でございま
すが、その所有者が、現に権利のある
者が、これを拒否いたしますれば、別
にこれを強制するような法令でもない

限りは、日本政府としても直接には何
ともいたしかねる。将来におきまして
は、占領下でありませんので、軍がか
つてにそこへ乗り込むというふうなこ
とは、その場合にはなからうかと存じ
ます。

○今野委員 それでは現在一方的な意
思で、たとえばまだ係争中ですが、相
模原で家のまわりになくをめぐらされ
てしまつた。こういう場合には、これ
は不当であるから、従つてそのさくを
取除いてもらふというところになる
と思うのであります。その点は局長
としてはどんなふうな考へておられ
ますか。

○根道政府委員 ただいま具体的な事
例はわかりませんので、言葉の上だけ
で御返答申し上げるわけには私には行
かねると思つております。もちろん
ん正式の接収、PDがなくなつて、そ
ういふような行動があります場合には、
われ／＼といたしましては、現実問題
といたしまして、そういうことをしな
いようにというところは、地方におけ
る関係の者より再々申し出てゐるよう
なことはございします。今相模原の現
実のさくをめぐるという問題は、私
よく存じませんので、これについては
よく思つてお申されましても、ただ
は答へしかねます。

○今野委員 もちろん、さくをめぐら
して、そちらの問題になるのは、さ
きのお話ですと、ずつとあとなんです
。先に実力でもつてさくをめぐらし
てしまふのです。これに対しては、最
近占領が終わるというので、便乗的に
いつてもいいくらい、これはアメリカ
ばかりではありません、イギリス軍
で呉やその他において便乗的にそう

うことをど／＼やつておる。便乗的
という意味は、実際これは占領とい
うことが一応終わるうちに急いで既得権
を獲得しておこうというふうなかつ
うに見える行動が非常に多いわけであ
ります。こういうふうな点について
は、その被害を受ける者にとつては実
に重大な問題である。しかしながら何
しろ相手は武器を持つた軍隊である
し、土地の人がみなへい／＼してい
るんだから、これはもうしかたがな
い、天災のようなものであらう、こ
ういふように考へてゐる場合が多いわ
けであります。こういうふうなことが
はり過渡的な時期に多く発生するとい
うことになりますれば、何のために日
本の政府があるかわからぬということ
になるわけでありまから、そういう
問題に対して特別調達庁としては、問
題は聞かないといふまじけれども、必
ず紛争になつておれば問題はどこかに
響いてゐるわけですから、われ／＼のこ
ろにさへ陳情に来るのですから、だか
らそういう問題に対して、やはりはつ
きりした日本政府としての態度を確立
してもらふなければ、これはどうにも
ならぬというふうな思われるわけ
です。

そこで土地の問題はそのくらいにい
たしまして、次に労働者の労働調達の
問題につきましましては、先ほど懇切な
お話がありました。そこでもう一べん
念のために伺ひたいのでありますが、
PDその他工場においてアメリカの兵
隊さんあるいは将校が、直接に労働者
を監督してゐるという例が非常に多い
わけですね。しかも東日本重工下丸子工
場におけるように、何べんもあつても
は例の軍命令による首切り、しかもそ

れが軍の雇人じやないのです。会社
の雇人軍が首切るといふことが何
べんも行われてゐるわけですね。こ
ういふ問題ははなはだ不可解であるし、
今度の行政協定などにも、そういうこ
とはしないと言ひてあるし、今までも
そんなことをしてゐるというくらいは
一つもない。そういう点については、
いかなる根拠でなされてゐるのか、そ
の点をまず第一にお伺ひしたい。

○根道政府委員 もし軍がそういうこ
とをしておつたとすれば、いかなる根
拠であるかは私は存じませんが、結局
におきまして問題は、会社とその雇用
人の関係でありまして、もちろん日本
の労働関係法規に照しまして、会社と
被用者との間の問題として、現在でも
やはり取上げらるべき問題であらうと
は考へております。しかし軍が事実上
いろ／＼なことをしたというふうなこ
とがありましても、何分にも現在まで
は占領下でございしますから、軍のある
個人等の行為そのものを云々すること
は、法律上は私はむしろ難しいことと考
へておりますが、事実上において、あ
る被用者が被害を受けたというふうな
ことがあれば、それはまた別個の日本
国内の労働関係法規その他の関係にお
いて、当然調整が行われなければなら
ぬものだらうと思ひます。

今後日本が完全な独立の状態にな
りまして、そういうところに米軍などが
入つて来て、権力者たるかのごとき行
動をするとは、先刻も申し上げまし
た通りに、今後はなかるべきものであ
る、もしそういうことがありましたな
らば、日本国といたしまして、労働関
係法規を守るべき官庁におきまして
も、そういうことは当然に排除すると

いう措置がとられるものだと考へてお
ります。

○今野委員 今後はそういうことはな
かるべきことであらうと言われま
すが、実際に今申しました東日本重工
下丸子工場ばかりではなく、富士モ
ーター相模工場その他のPD関係の工場
では、そういう例がある。たとえば相模
工場では、二十一人の武器を持つ
た日本人、これはCPとかガードとか
言われておられますが、こういう者が多
数におり、それが工場の中で労働者を監
視するといふようなかつこうになつて
おるわけでありまから、これは日鋼赤羽
工場でも同じであります。そういう武
器の威嚇のもとに置かれてゐるときに、
労働者がみずからの権利を守るための
組合活動をするとか、あるいは労働法
規が蹂躪されてゐる場合に、その履行
を確保するといふことが、はたして実
力の上でできるかどうか、この点は非
常に大きな疑問であります。そういう
ような点から考へて、そういう法規の
蹂躪などを確保することができると思
うと言ひますけれども、できると思わ
れる根拠が一つもない。そういう実力
を日本の労働者は持たされてゐないわ
けです。そのことについては、今言わ
れたことは、まさに事実の進行状態
と逆のことを言われてゐると思ふ。事
実の進行状態は、最近になつて、そ
ういふ色彩が次第に強くなつて来てお
るのであります。従つて今の御答弁はご
まかしとしか思へないのですが、何か
もつとはつきりした根拠のある、理由
の立つた御答弁を願ひたいと思ひま
す。

○根道政府委員 ただいままでの御質
問に対しては、いろ／＼私考えてお

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

りま

るところを申し上げた次第であります
が、ただいまいろ／＼御質問がありま
した点は、正直のところ申しまして、
私の特別調達庁における職務とは直接
関係のないことなのであります。しか
し関連がありますので、私の意見を現
実に申し上げたわけでありまして、
御了承願いたいと思います。

○八木委員長 今野君、簡潔に願いま
す。

○今野委員 その点は直接関係がない
からと言われれば、政府の他の人たち
から答弁を求めることにいたしたいと
思います。直接関係のあることで、
なおいろ／＼な問題があるわけですが、
先ほどは労働者一般の問題でありまし
たが、今度は人命その他に対して、従来
占領軍にふざけて殺された、この間は
からすと間違えて娘が鶴見で、撃たれ
ております。その前には老婆が津久井
郡の方で、やはりいのししと間違えら
れて、猟銃で撃たれて殺されておる。
その他自動車や何かで突つかけられ、
殺される子供、あるいは子供でなく、
一家の責任者が、これは実に多数ある
のであります。私も現実にはそう
いう人々に泣きつかれて困っている例
があるわけでありまして、実例はよく御
承知の通りであります。たとえば昨年
の四月以前、三月七、八日ごろ、パ
ンパンを乗せた自動車でもつて、故意
にハンドルをきげ、ふざけて殺した、
これは軍事裁判にかかつて、裁判上の
処理はされておるようであります。し
かしながらその残った家族は、病身のお
かみさんと、中学校一年を頭にして
の子供が四人で、どうにもできない。
そうして見舞金として調達庁から県を
通じて十万円もらつたきりという、こ

れは事実であります。そういう例な
どを見ると、その犠牲者が悲惨な状態
に陥っているのは幾らでもいるわけ
です。横須賀だけでも年に十件くらい
そういうことがあります。そういう人た
ちに対して十万円、今は二十万円にな
つておるようですが、とにかく十万円
とか二十万円とかいうことで事が済ま
されておるといふことです。これで
は、もうその十万円がなくなつて、そ
のおかみさんは自殺でもするよりしか
たがないという一歩手前に行つちやつ
ているわけですが、こういうような問
題に対して……

○八木委員長 今野委員に申し上げま
すが、議題となつております点につい
て具体的に触れて、広汎にわたらない
ように質疑をお願いいたします。

○今野委員 特別調達庁の仕事として
は、今まで見舞金しか出せなかつた、
しかし今後は見舞金だけでなく補償も
できるといふのですが、具体的にどう
いうような補償ができるのか。それか
ら現在までにそうやつてすでに困つて
おる人たちに對して、政府として、さ
かのぼつて補償することができないも
のか、その点をお伺いしたいと思います。

○根道政府委員 人が誤つて殺された
ときに、補償十万円は少い、去年あた
りから二十万円になつた、これもまた
少いじやないか、まさにそういうこと
でございますので、最近におきまして
は、その額を新たに引上げまして、も
しそういう不幸な目にあつた者があれ
ば、これはいわゆる労働保険とか、あ
あいうような基準においてするという
ふうになつたはずと考へておりま
す。その予算は、特別調達庁の終戦廻

理費から払つておるので、特別調達庁
に関連はございませんが、現実の業務
は、ただいまのところは厚生省でやつ
ておる次第であります。

○八木委員長 他に御質疑がなければ、
これにて質疑は終了いたします。
討論採決は次の機会に譲り、本日は
これにて散会いたし、次会は明日午前
十時半から、警察予備隊令の一部を改
正する等の法律案の審議を行いたいと
思います。
本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後三時十一分散会

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所